平成２９年（フ）第５号
岩手県奥州市水沢区字川端239番地12
債務者　岡田　正志
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１０１号
埼玉県加須市花崎３丁目２番地25　デスパシオ201号
債務者　内田　　孝
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
さいたま市岩槻区加倉４丁目31番16－１号
債務者　榎本　珠江
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
埼玉県川口市本前川１丁目27番10－401号　コモドサーラ前川
債務者　阿部　知也
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
埼玉県川口市大字安行領根岸1263番地の１　鹿島グリーンハイツＡ205号、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸2801番地　根岸が丘市営住宅ＲＡ107号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
埼玉県鴻巣市滝馬室309番地の６
債務者　原　美智代
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
さいたま市緑区大字中尾309番地13
債務者　加藤　道代
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
埼玉県狭山市広瀬１丁目10番18号　ラ・ルーチェ201
債務者　川浪　有香
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３３号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷344番地１　メゾンリヴェール101号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘79番地５　マートルコート鶴ヶ島1004号
債務者　田部井一夫
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３４号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷344番地１　メゾンリヴェール101号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘79番地５　マートルコート鶴ヶ島1004号
債務者　田部井康子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４０号
新潟市北区濁川１丁目16番47号　ウェルヴィレッジ101号、前住所新潟市北区内島見2537番地１
債務者　川崎　雄介
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
新潟市西区寺尾北１丁目１番１－125号
債務者　山崎　　功
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５８号
新潟市西区寺尾北１丁目１番１－125号
債務者　山崎恵美子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４号
函館市弥生町６番72－704号
債務者　池田　真弓
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８７号
函館市昭和４丁目６番５－301号
債務者　小林　達也
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８８号
函館市中野町74番地１　特別養護老人ホームシンフォニー、住民票上の住所函館市人見町26番20号
債務者　二上　晴夫
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７２号
名古屋市港区入場１丁目316番地　レジデンス入場３－Ａ号
債務者　岩切　政和
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部